

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0520 第 1 号

令和 3 年 5 月 20 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 雇用保険法施行規則の一部改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年四月二十三日にされたものに限る。）に係る同項第二号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った当該期間中の休業等（令和三年六月三十日までに行ったものであって、対象区域にある施設におけるものに限る。以下同じ。）及び当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、雇用調整助成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万五千円とするとともに、助成率を五分の四（令和三年一月八日以降解雇等を行っていない場合は、十分

の十)とすること。

## 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行し、令和三年四月二十五日以降に開始した休業等について適用すること。